「機構電算システムに係る運用業務」調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

令和3年3月31日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構システム管理部システム運用課

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容 （概要でも構いません）	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見の種類	採用の可否	機構回答
	該当物	ページ	章	項番						
1	調達仕様書本文	5	2	2.7	2.7　調達案件及びこれと関連するの単位、方式実施時期 表2.7　本調達と関連するほかの調達案件スケジュール　項番14　業務系センタハードウェア更改及び保守業務	記載されている運用期間と実運用期間が一致していない契約の記載がございます。ご契約または予定されている実運用期間に、ご修正頂いたほうが宜しいかと思います。	前提の確認	意見	採用	仕様書を修正いたします。
2	調達仕様書本文	5	2.7	2	「2.7 本調達と関連する他の調達案件スケジュール」 機構電算システムの端末とプリンタ及び周辺機器	更改で導入される端末、プリンタ、及び周辺機器については、「別紙2ハードウェア構成一覧」から変更がない認識で相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	―	2021年３月現在で変更はありません。 更改等に伴い構成が変更になる場合はその都度受託事業者に展開いたします。
3	調達仕様書本文	5	2.7		受託事業者は、これらの調達により、今後システム構成や作業内容等に変更が生じた場合も、システム仕様や操作方法について引継ぎを受け、変更後の環境においても正常に運用を行えるよう、運用マニュアルを作成し、運用業務を継続すること。	システム更改後の本調達における作業について、「別紙4運用業務一覧」への記載を追記願います。 特に現在の運用作業から変更される内容について、記載をお願いいたします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	現段階で決定している作業を盛り込みます。 なお、次期運用期間中に現行の運用業務よりも作業量が増えることが見込まれるものは9「特退共システム特化部分に関するセンタハード更改」及び15「資産管理ソフト新規導入」です。 また、他の調達は現行の運用方法を基本的に踏襲する構想です。
4	調達仕様書本文	5	2.7		「2.7　本調達と関連する他の調達案件スケジュール」	当項目に記載されていない調達によって、システム構成や作業内容等に変更が生じた場合、別途見積りさせて頂くという認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	受託事業者と機構とで協議のうえ、定常業務の範囲内で賄うことができない場合は別途見積もりをお願いさせていただきます（例えば、ランプ監視対象機器が1台増加した場合は、表2.7に記載がなくとも定常業務の範囲内であると考えます。）。
5	調達仕様書本文	5	2.7		「2.7　本調達と関連する他の調達案件スケジュール」	各項番に記載されている調達の対象範囲について、「別紙1システム概要図」との対応を仕様書もしくは別紙1システム概要図に追記頂けますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象の把握のため）	意見	採用	表2.7に「対象となるシステム」を追加
6	調達仕様書本文	6	2	2.7	表2.7本調達と関連する他の調達案件スケジュール　項番14	運用期間中に予定されているセンタハード更改は、運用内容に大きな変化が発生するものと予測しております。本調達仕様(案)では読み取れず、また、お見積りを行うで必要となりますので、変更内容についてご教示いただけますでしょうか。	センタハード更改影響が大きく見積りが困難であると考えるため。	質問	―	業務系センタハード更改については現在設計段階であり、詳細な変更内容を確定することは現段階ではできませんが、現行の運用業務を踏まえた設計を行っているところです。なお、現行業務内容との変更点は重点的に業務系センタハード事業者より引継ぎを受けることができます。
7	調達仕様書本文	7	3.1		「3.1機構電算システムの概要図」	「3.1機構電算システムの概要図」において、「別紙1システム概要図」との対応を仕様書もしくは別紙1システム概要図に追記願います。 特に「情報系システム」に対応する機器及びサーバについて、記載願います。	見積り作成のため （作業対象の把握のため）	意見	採用	修正いたします。
8	調達仕様書本文	7	3.2	1、2	「3.2　サービス提供時間」-説明-メンテナンス作業以外は24時間運用を行っている。	「情報系共通基盤システム」及び「業務系共通基盤」について、24時間連絡が取れる体制を用意する認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業体制の検討のため）	質問	―	ご認識の通りです。
9	調達仕様書本文	8	3.3		「3.3　運用規模」	帳票に関する作業において裁断があるとの認識です。認識に相違ない場合、事業者間で見積前提条件に差が生じないように、裁断の作業実績についても仕様書に追記されたほうが宜しいかと思います。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	別紙4.2.中退共電算システム運用業務一覧の項番13に記載してございます。
10	調達仕様書本文	8	3.3		「3.3　運用規模」	表「3.3　運用規模」に記載されている規模・数量について、本調達と関連する他の調達案件更改後の予想規模の記載をお願いいたします。	見積り作成のため （作業規模の把握のため）	意見	―	次期運用期間中に現行の運用業務よりも作業量が増えることが見込まれるものは9「特退共システム特化部分に関するセンタハード更改」及び15「資産管理ソフト新規導入」です。機械の初期不良や操作手順の習熟度合を除いて、他の調達案件の更改が本業務の運用業務に直接的な影響を与えることは少ないと考えています。 他の調達案件の更改は現状と同規模の運用を行うことを前提に進めることに加えて、工程数が増加したとしても機械化の促進等により運用時間の縮小が見込めるため全体として運用規模に大きな増減はないものと考えております。 なお、当機構の行う業務の性質上、社会不安や経済状況に起因する共済契約者や被共済者、関係機関による手続きの増減によって運用規模は左右されます。
11	調達仕様書本文	8	3	3.2	表3.2サービス提供時間 業務の繁忙期（4月～6月等）には、稼働時間を延長する場合がある。	オンラインシステムの稼働時間は繁忙期に稼働時間を延長する場合があるとの記載ですが、繁忙期以外の延長は発生する可能性はありますでしょうか。 また、延長の回数は年に何回程度となりますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	繁忙期以外の稼働時間の延長の可能性はありますが、法改正や調査ものの回答準備のため等理由が一定でないため予想はできません。 1年間の延長回数は104回です。（2019年度実績）
12	調達仕様書本文	8	3	3.2	表3.2サービス提供時間 バッチシステム 機構の業務運営日8:00～18:30	定期的に実行される夜間バッチは存在しますでしょうか。 夜間バッチが定期的に実行されているいるのであれば、バッチシステムのサービス提供時間は夜間におよぶのではないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	定期的に実行される夜間バッチはございますが、毎日行うわけではなく月に1度程度のためこのような記述となっています。 なお、夜間バッチ実行の際はサービス提供時間内に設定を行い自動実行する手順となっています。
13	調達仕様書本文	8	3	3.3	運用環境、管理対象資産、作業実績などの運用規模を「表3.3運用規模」に示す。なお、これらは現時点の構成であり、今後システム更改や業務改善などにより変更が生じることがある。また、「2.7関連する調達案件の調達の方式、実施時期」でも言及したように現在調達準備中、調達中、構築中で運用実績のないシステム、更改により運用方法が変わるシステムがあることに留意すること。	契約後に発生するシステム更改、業務の見直し、作業手順の変更、サービスレベルの評価項目及び要求水準の変更については、入札参加者が知り得ない情報であるため、変更内容の大小に係わらず、運用要件（運用業務の内容、運用業務一覧、サービスレベルの評価項目及び要求水準等）に変更が発生した場合は、協議とさせて頂けますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	運用要件の変更を伴う場合は協議させていただきます。
14	調達仕様書本文	8	3	3.3	表3.3運用規模 管理対象資産　プログラム数	プログラム数は2400本との記載ですが、貴機構の事業規模から推察すると少ないように感じます。もし差異がございましたら、正しい数値をご教示ください。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	修正いたします。 正しくは約3,200本です。
15	調達仕様書本文	8	3	3.3	表3.3運用規模 ジョブ実行回数（中退共）（件/月） 約17,500回	ジョブ実行回数は17,500回/月との記載ですが、17,500回/年ではないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	修正いたします。 正しくは17,500回/年です。
16	調達仕様書本文	8	3	3.3	表3.3運用規模 帳票出力枚数（枚/月） 約35,000枚	帳票出力枚数は35,000枚/月との記載ですが、貴機構の事業規模から推察すると少ないように感じます。ご確認をお願いします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	修正いたします。 正しくは3,500,000枚です。
17	調達仕様書本文	9	4.1	1	「4.1作業時間」-説明-休憩をとる場合は要員を交代するなどして対応し、持続的に対応可能な運用体制とすること。	休憩をとる場合は要員を交代するとございますが、昼休憩や軽微な離席等などにおいても、一人は在籍するような体制が必要という認識で宜しいでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	ご認識の通りです。 サービス提供時間に全員が不在となることは認められません。
18	調達仕様書本文	10	4.2		「4.2作業範囲」-システム名称	「4.2作業範囲」-システム名称において、「別紙1　システム概要図」との対応を仕様書もしくは別紙1システム概要図に追記願います。 特に「外部データ保管システム」及び「業務系サブシステム」について記載をお願いいたします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	修正いたします。
19	調達仕様書本文	10	4.2		「4.2作業範囲」-作業区分	作業区分の運用業務、保守・環境変更、動作確認について、作業に必要な手順書及び運用マニュアルの提供はある前提の認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	―	ご認識の通りです。

20	調達仕様書本文	10	4.2		「4.2作業範囲」-作業区分	本調達の一次切分けは、多種多様なソフトウェアから構築されていることから、明確な一次切分け手順は無いと想定されますが相違ございませんでしょうか。その場合、一次切分けにおいて、経験と業務知識および製品の知識が必要となる認識ですが相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
21	調達仕様書本文	10	4	4.2	表4.2作業範囲	「項番14,15業務系サブシステム」と記載がありますが、具体的なサブシステム名をご教示いただますようお願いします。	前提の確認	質問	—	4頁の表2.6の項番19の記述の通りです。
22	調達仕様書本文	10	4	4.2	表4.2作業範囲	「項番12,13端末・プリンタ」について、「保守・環境変更」に主担当「◎」と記載されておりますが、主担当は端末事業者様の認識です。「○」に変更をお願いします。	前提の確認	意見	—	人事異動に伴う端末の環境変更や、プリンタに不具合が生じた場合の端末事業者への修理依頼の展開は運用事業者の業務です。
23	調達仕様書本文	10	4	4.2	表4.2作業範囲	実行の運用業務と異なるように見受けられます。もし、異なる場合、ご修正いただけないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	確認し、必要に応じ仕様書の記載を修正いたします。
24	調達仕様書本文	11	4.3	8	「4.3運用作業」-説明-月次報告の内容を取りまとめ、サービスレベル報告書を作成し半期ごとに定例会にてサービスレベルの報告を行うこと。詳しくは「第8章 サービスレベル要件」を参照。	サービスレベル要件を確認させて頂くために、月次報告の内容以外にも情報の収集・作成が必要との認識です。 上記認識に相違ありませんでしたら、月次報告の内容以外にも情報の収集・作成が必要ある旨、記載をお願いいたします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	仕様書の記載を次のように改めます。 「月次報告の内容及び収集した必要な情報を取りまとめ、サービスレベル報告書を作成し…」
25	調達仕様書本文	11	4.3	11	「4.3運用作業」-説明-システムのサービス、リソース、ジョブ、メッセージ、ネットワーク、機器ランプ、ウィルス、セキュリティ状況等について、管理ツールおよび目視により監視を行う。 詳細な監視項目については「別紙5監視対象機器一覧」を参照。	管理ツールでの監視について、管理ツールは、貴機構より提供される前提で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
26	調達仕様書本文	12	4.3	14	バッチジョブ、テーブル、パラメータ、スケジュール、ポリシー等のシステム環境全般の変更及び管理等を行う。	前回調達より想定するに、左記作業については、中退共電算システムに関する作業という認識で相違ないでしょうか。 詳細な作業内容について「別紙4運用業務一覧」に作業詳細等を記載願います。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。 作業内容の詳細については「運用マニュアル」に記載してあり、業者決定後に展開いたします。
27	調達仕様書本文	12	4.3	15	「4.3運用作業」-説明-帳票印刷、トナー・用紙交換、用紙圧着加工、裁断、担当部署への回付等を行う。	帳票の仕分け（帳票の並び替え、組み合わせ、印字確認）についても対応する認識で宜しいでしょうか。 仕分け対象についてはP8「3.3運用規模」に記載される1200種、35000枚/月の帳票の認識で相違ないでしょうか。 上記で相違ない場合は、仕様書へ記載願います。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
28	調達仕様書本文	12	4.3	16	「4.3運用作業」-作業-データ管理	データベース操作の作業について、作業に必要となる動作確認済みの手順書、コマンド(SQL等)については電子にて提供頂ける認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
29	調達仕様書本文	12	4.3	16	「4.3運用作業」-作業-データ管理	前回調達より想定するに、左記作業については、中退共電算システムに関する作業という認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	中退共電算システムに加えて特退共システムについてもデータ移行作業等を行います。
30	調達仕様書本文	12	4.3	17	「4.3運用作業」-作業-構成管理	構成管理作業は、既に構築されている構成管理ソフトウェアを用いて、実現できる範囲にて行う認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
31	調達仕様書本文	12	4.3	18	「4.3運用作業」-説明-スケジュールに基づきパッチ及びアプリケーションを更新すること。また、パッチを適用した日時、パッチの種類、バージョン、適用状況等の履歴を機器ごとに台帳管理すること。 ・OSやミドルウェアのパッチ ・ウィルスパターンファイル ・アプリケーション配信 配信前に事前にテストを行うこと。	「配信前に事前にテストを行うこと。」とは、「別紙4　6.運用業務共通作業一覧」項番21に示す「ソフトウェア配布 （端末）」で実施する作業のことで認識に相違ないでしょうか。 対象となるのは、アプリケーション配信のみとなりますでしょうか。	仕様書の解釈の誤認を避けるため	質問	採用	ご認識の通り事前テストはアプリケーション配信のみが対象となります。 「アプリケーション配信の際は事前にテストを行うこと」と表現を改めます。
32	調達仕様書本文	12	4.3	18	「4.3運用作業」-説明-スケジュールに基づきパッチ及びアプリケーションを更新すること。また、パッチを適用した日時、パッチの種類、バージョン、適用状況等の履歴を機器ごとに台帳管理すること。 ・OSやミドルウェアのパッチ ・ウィルスパターンファイル ・アプリケーション配信 配信前に事前にテストを行うこと。	「業務系は関連事業者からメディアで更新ファイルを受け取り配信サーバに登録すること。」とは。OSやミドルウェアのパッチ、ウィルスパターンファイルのことで認識に相違ないでしょうか。 また明確にするため、マトリクス表などで表現して頂けますでしょうか。	仕様書の解釈の誤認を避けるため	質問	—	ご認識の通りです。 マトリクス表での表現はかえって煩雑となるため行いません。
33	調達仕様書本文	12	4.3	18	「4.3運用作業」-説明-スケジュールに基づきパッチ及びアプリケーションを更新すること。また、パッチを適用した日時、パッチの種類、バージョン、適用状況等の履歴を機器ごとに台帳管理すること。 ・OSやミドルウェアのパッチ ・ウィルスパターンファイル ・アプリケーション配信 配信前に事前にテストを行うこと。	「配信後に更新状況を確認し機構へ報告すること。」とは、アプリケーション配信とウィルスパターンファイルを対象としているという認識に相違ないでしょうか。 また明確にするため、マトリクス表などで表現して頂けますでしょうか。	仕様書の解釈の誤認を避けるため	質問	—	ご認識の通りです。 マトリクス表での表現はかえって煩雑となるため行いません。
34	調達仕様書本文	12	4.3		受託事業者が行うべき主な運用業務を「4.3運用作業」に示す。受託事業者は、機構の指示に基づきこれらの作業を実施すること。運用業務の詳細については「別紙4運用業務一覧」を参照。	詳細な作業を確認するために、「4.3運用作業」に示す内容と、「別紙4運用業務一覧」に示す内容との紐付けをお願いいたします。	記載内容の確認 役務の誤認防止のため	質問	—	運用業務の役務内容は記載の通りです。詳細については資料閲覧や設備見学にてご確認ください。
35	調達仕様書本文	11	4	4.2	表4.3運用作業	「項番10システムの起動・停止」は年に1回実施される全館停電対応時のみの認識ですが、認識に齟齬はございませんでしょうか。他にも実施予定があれば具体的な回数の記載をお願いします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	—	予定された停電は年1回の全館停電対応（計画停電）のみです。 インシデント発生時においては安全にシステムの起動・停止を行っていただく場合がございます。
36	調達仕様書本文	11	4	4.3	4.3　運用作業 「表4.3　運用作業」 項番1　環境整備 ・メール通報機能を利用できるようアドレスを提供	送信アドレスは貴機構にてご準備いただき、本調達の事業者は受信アドレスを準備する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
37	調達仕様書本文	11	4	4.3	4.3　運用作業 「表4.3　運用作業」 項番1　環境整備 ・受託事業者が独自に用意する端末等の環境構築	運用事業者にて使用する業務データ（報告資料やログファイルなど）を格納する領域は、事業者にて用意する認識ですが、相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
38	調達仕様書本文	11	4	4.3	表4.3運用作業　項番6 機構が提供するシステム操作マニュアル等を参照し、運用の作業フロー、手順、規約等を「運用マニュアル」として作成し機構に提出すること。また、システム更改や業務改善などによる運用状況の変更に応じて定期的に見直しを行うこと。	「運用マニュアルを作成」とございますが、運用マニュアルは、一般的に運用設計を行うシステム構築事業者にて作成され提供していただける認識です。 本役務は、提供された運用マニュアルに対し、運用開始前後に運用を改善する目的で、運用マニュアルを修正するという認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	システム構築事業者が作成した機器操作マニュアルを機構から提供いたしますので、業務の実情に合わせて運用マニュアルを作成し保守管理を行ってください。 また、修正版は都度機構に納品してください。
39	調達仕様書本文	12	4.3	22	「4.3運用作業」-説明-各種報告書・申請書作成、帳簿管理、運用マニュアルの保守管理等を行う。システム変更等に伴い運用業務の作業手順に変更が必要となった場合、受託事業者は自らの運用業務における「運用マニュアル」の作成・修正を行うこと。 （システムに関するマニュアルは当該システムの導入事業者が作成する。）	運用マニュアルの保守管理について、運用マニュアルの原本を電子ファイルにて管理する認識で相違ないでしょうか。 その場合、構成管理ツール及び環境についてご提供頂ける認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	電子ファイルの管理で問題ございません。管理ツール等が必要となる場合は、提案書等に明記のうえ効率的な管理方法をご提案ください。
40	調達仕様書本文	13	4.3	25	「4.3運用作業」-説明-機構では毎年1回ビル設備のメンテナンスに伴う計画停電を実施している。受託事業者が中心となり、計画停電に伴うシステムの停止・再起動・動作確認など一連の作業について計画を立案し、関連事業者とスケジュールや手順について打ち合わせを行い、計画停電に対処すること。	運用対象外の機器も含めて、スケジュールを調整し、当日の進捗管理、問題管理を行う認識で相違ないでしょうか。 また、計画停電にあわせて、運用対象であるシステムの運用処理の調整作業についても受託事業者の役務という認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
41	調達仕様書本文	12	4	4.3	表4.3運用作業　項番12～18,22,34 運用の実施 インシデント管理業務	貴機構のシステムは、様々なシステムから構成されておりますが、どのシステムが対象となりますでしょうか。別紙4運用作業一覧ではシステム別の対応が記載されておりますが、この章では不明確なため関連について明記頂けますでしょうか。	前提の確認	質問	—	運用業務と各システムとの関連については資料閲覧にてご確認ください。
42	調達仕様書本文	12	4	4.3	表4.3運用作業　項番20 マスタから端末のセットアップ、ソフトウェアインストール、各種設定、標準動作確認等を行う。	端末故障の際、保守は端末事業者の作業となると思いますが、運用事業者はどのような場合に作業を実施する事となりますでしょうか。	前提の確認	質問	—	人事異動や端末払い出しに伴う端末の環境変更等です。必要となるアプリケーションのインストール・アンインストール、権限付与等を行って端末を使用できる状態にする作業を受託事業者が行います。
43	調達仕様書本文	12	4	4.3	表4.3運用作業　項番20 マスタから端末のセットアップ、ソフトウェアインストール、各種設定、標準動作確認等を行う。	端末保守における標準動作確認とはどのようなものでしょうか。また、手順やチェックリストはご提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	端末保守における標準動作確認については資料閲覧にてご確認ください。手順やチェックリストは業者決定後に提供いたします。

44	調達仕様書本文	13	4.3	30	「4.3運用作業」-説明-受託事業者は、「4.2作業範囲」に示す管理対象機器に対し、関連事業者との責任分解点に基づき「一次切分け」として問題点を把握すること。受託事業者は障害の一時切分けを行った調査報告書を作成し、速やかに機構へ報告を行うこと。	「4.2作業範囲」に示す管理対象機器に対し～と記載ございますが、「4.2作業範囲」に管理対象のソフトウエアが明記されておりません。管理対象ソフトウエアについて記載をお願いいたします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	—	仕様書の記載をご確認ください。
45	調達仕様書本文	13	4.3	31	「4.3運用作業」-説明-受託事業者は問題の切分けに当たり、関連事業者への調査依頼が必要となった場合、機構に調査を依頼すること。機構は受託事業者からの指摘事項を関連事業者へ展開する。 問題点の一次切分け後、問題点とその対処法を機構に依頼すること。	「機構に調査を依頼すること。」の記載がございますが、深夜等などに貴機構職員様と連絡が取れない場合の、対処方法についてご教示お願いいたします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	機構職員と連絡が取れない場合のフローについては提案書にて提案してください。
46	調達仕様書本文	13	4.3	31	「4.3運用作業」-説明-受託事業者は問題の切分けに当たり、関連事業者への調査依頼が必要となった場合、機構に調査を依頼すること。機構は受託事業者からの指摘事項を関連事業者へ展開する。 問題点の一次切分け後、問題点とその対処法を機構に依頼すること。	「問題点の一次切分け後、問題点とその対処法を機構に依頼すること。」とございますが、「原因調査とその対処法の立案を機構を通して依頼すること」いう認識で相違ないでしょうか。 相違ない場合、仕様書の修正をお願いいたします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	修正いたします。 「機構は受託事業者からの指摘事項を関連事業者へ展開すると共に関連事業者からの調査報告を受託事業者にフィードバックする。」
47	調達仕様書本文	14	4.3	36	「4.3運用作業」-説明-運用対象システムに対するセキュリティ監査において、機構から以下に示す指示があった場合は、対応すること。 ・監査人へのログやマニュアルなどの資料の提示（支援） ・監査人による運用・管理手順のヒアリングへの対応（支援） ・監査人による運用作業の視察における立ち合い（支援） ・監査人が監査に使用する仮ユーザIDの割り当て、及び監査実施後のその無効化（支援）	システムの設定変更、及び監査実施後のその復旧（支援）について、運用マニュアルに記載されている内容で対応する認識で相違ないでしょうか。 運用マニュアルに記載されていない内容を実施する場合、手順書とマニュアルを提供いただける認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。 セキュリティ監査においてどのような項目が監査対象となるかは直前まで明かされないため、特別な運用が必要とされる場合は手順書等を提供するとともに事前協議を行います。
48	調達仕様書本文	14	4.3	37	「4.3運用作業」-説明-機構では、セキュリティインシデント、非常時・災害発生時に備え、これら緊急時における運用体制やマニュアルを事業継続計画として策定し、また定期的に訓練を実施することとしている。その際に実施するシステム運用テストに協力すること。なお、当該作業については、年に1回程度、簡易的な演習を実施することを想定している。	当該作業について平日にて実施される前提で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
49	調達仕様書本文	14	4.4	1	「4.4納入物一覧」-主な記載内容- 計画書には以下の内容を必ず記載すること。 ・運用要領など	運用要領について記載すべき内容は運用業務一覧に記載してあるものという認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。なお、運用要領には運用業務を実施するにあたり必要なサイクル等を記載してください。
50	調達仕様書本文	15	4.4	1	「4.4納入物一覧」-主な記載内容- 計画書には以下の内容を必ず記載すること。 ・要員の国籍	要員の国籍についての制限がありましたら、記載いただけますでしょうか。	前提の確認	質問	—	要員の国籍についての制限はございませんが、業務の性質上、日本語での機微なコミュニケーションが取れることが前提となります。
51	調達仕様書本文	14	4	4.3	表4.3運用作業　項番34 受託事業者は、障害が復旧した場合、動作確認作業を行い復旧したことを確認すること。	貴機構のシステムは、様々なシステムから構成されておりますが、復旧後の動作確認を行う範囲はどのシステムになりますでしょうか。	前提の確認	質問	—	表4.2作業範囲を参照に関連事業者と連携し円滑に動作確認を行えるよう主体的行動や支援を行ってください。
52	調達仕様書本文	14	4	4.3	表4.3運用作業　項番35 一連の障害対応を取りまとめ、内容を資料として残し、定期的に問題発生の統計を取り、発生の傾向を分析して、「情報セキュリティの侵害に係る報告書」にて報告すること。	「情報セキュリティの侵害に係る報告書」は別紙4運用作業一覧、別紙6納入成果物に記載がないように見受けられます。 整合性の確認をお願いいたします。	前提の確認	意見	採用	別紙4及び別紙6に追記いたしました。
53	調達仕様書本文	14	4	4.3	表4.3運用作業　項番35 一連の障害対応を取りまとめ、内容を資料として残し、定期的に問題発生の統計を取り、発生の傾向を分析して、「情報セキュリティの侵害に係る報告書」にて報告すること。	”一連の障害対応”の記載がありますが、『5.3 情報セキュリティが侵害された場合の対策 』の(1)～(7)に記載された内容が発生した場合という認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	表4.3運用作業　項番27-34　に示す一連の障害対応を行った際に、結果として5.3(1)-(7)のような情報セキュリティ侵害が＜①生じた＞または＜②生じる恐れがある＞あるいは＜③生じなかった＞ことについてのいずれであるかを「情報セキュリティの侵害に係る報告書」にて報告してください。 ①②の場合においてはインシデント対応時のログをすべて保管記録し、「情報セキュリティの侵害に係る報告書」にて分析と報告をフォローしてください。
54	調達仕様書本文	16	4.4	19	「システム構成管理」 機構電算システムのハードウェアやソフトウェアの最新の構成をまとめる。	現在のシステム構成に関する情報はご提供頂けますでしょうか。 提供いただく場合、管理ツール等で取得できる機器のみ対象となりますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	—	資料閲覧にてご確認ください。
55	調達仕様書本文	17	4.4	22	「運用業務報告書」 報告書の電子データは報告会実施3営業日前までに提出すること	曜日配列や報告会の日程により、3営業日前までに提出することが困難な場合、簡素化して提出し、本資料については別途提出でも問題ないでしょうか。	曜日配列や報告会の日程により対応が困難と想定されるため	質問	—	提出期限は厳守が原則です。やむを得ない事情がある場合は都度協議によって、猶予期間を設ける、または簡易版の提出の後に正式版を提出する等の対応をする場合があります。
56	調達仕様書本文	17	4.4	24	「4.4納入物一覧」 サービスレベル報告会が行われる5営業日前までに提出すること	サービスレベル報告会の開催日については、資料作成の時間を考慮され、調整される認識で宜しいでしょうか。 また、運用業務報告書と同様、3営業日前までに提出するよう仕様の緩和をご検討いただけないでしょうか。	曜日配列や報告会の日程により対応が困難と想定されるため	質問	—	サービスレベル報告定例会は半期ごとに開催し、開催日については5営業日前までに提出可能な日程を受託事業者が提案してください。なお、月例の報告会と同時開催とすることも可能です。
57	調達仕様書本文	16	4	4.4	4.4　納入成果物 「表4.4　納入物一覧」項番16 役務の結果報告	役務の結果報告とは、表4.4納入物一覧に示す「運用業務報告書」のことである認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	役務の結果報告は運用業務の一部であるため運用業務報告書と同一ではありません。 実務上、運用業務報告書の中で役務の結果報告を行うことは問題ありません。
58	調達仕様書本文	16	4	4.4	4.4　納入成果物 「表4.4　納入物一覧」項番19 システム構成管理	当該作業は、運用事業者では各システムの詳細を把握できず、各システム構築事業者様にて管理されていると考えますので、本項目を納入成果物より除外頂けないでしょうか。	前提の確認	質問	—	運用業務では関連事業者の構築したシステムや端末を俯瞰的に監視する必要があり、全体を網羅したシステム構成管理は受託事業者の役務となります。
59	調達仕様書本文	18	4.6		受託事業者が前記の様式に従い作成した成果物を、機構が確認の上、承認印を押印し、受領する。成果物に修正が必要と機構が判断した場合、機構の指摘を受けた日から5営業日以内に再提出を行うこと。	成果物の記載粒度は、従前の事業者と同程度ということになりますでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
60	調達仕様書本文	17	4	4.4	4.4　納入成果物 「表4.4　納入物一覧」項番22 運用業務報告書	運用業務報告書とは、表4.4納入物一覧に示す「役務の結果報告」のことである認識でよろしいでしょうか。	対象を明確にするため	質問	—	役務の結果報告は運用業務の一部であるため運用業務報告書と同一ではありません。 実務上、運用業務報告書の中で役務の結果報告を行うことは問題ありません。
61	調達仕様書本文	19	5.2	1	パスワードを定期的に変更すること	受託事業者が使用する端末のみの認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	受託事業者が使用する機器全般を対象とします。
62	調達仕様書本文	19	5.2	1	不正利用や不正アクセスの有無についてログを分析し報告すること	必要な手順書ツール等はご提供いただくもののみで問題ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	他に必要と考えるものがあればご提案ください。
63	調達仕様書本文	19	5.2	2	決められた運用スケジュール通りパッチ等の適用を行うこと	「別紙4運用業務一覧」に示されたサイクルという認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	脆弱性に対して緊急のパッチ適用を行うことがあります。
64	調達仕様書本文	19	5.2	2	適用前に事前テストを行うこと	テスト対象は、事前に「ソフトウェア配布（端末）」で実施するとなってますが、セキュリティパッチのパターンファイルは、事前テストは不要と思います。その他のソフトウエアのみで問題ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。 仕様書の記載を修正いたします。 「セキュリティパッチのパターンファイルを除いて、適用前に事前テストを行うこと」
65	調達仕様書本文	18	4	4.8	4.8　要員常駐人数 最大5名までとし、繁忙期などに一時的に要員を増員したい場合などは、事前に機構と協議の上、決定する。	本調達仕様書（案）に記載されている業務内容を実現するためには、最低でも6名の要員を要すると考えます。 また、常駐人数が、6名であったとしても、コロナによる影響や、不測の事態に備え、予備人員を配置された方が宜しいかと考えます。	対象を明確にするため	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。なお、現状は要員が5名、補助員が1名の構成となっております。 「常駐人数はスペースの関係上、5名程度とし、…」
66	調達仕様書本文	20	5.3		個人情報を取り扱う作業は複数名で対応すること	複数名で扱う必要がある作業について、「別紙4運用業務一覧」に記載いただけますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	この一文は内容にそぐわないため削除いたします。

67	調達仕様書本文	20	5.3		「5.3情報セキュリティインシデント発生時の体制」	「7.2運用業務における役割分担」では、「セキュリティインシデントが生じた場合、総務部が中心となり対応に当たる。」と記載ございますが、 「5.3情報セキュリティインシデント発生時の体制」の図より、システム管理部から展開いただける認識で相違ないでしょうか。	役割分担を明確にするため	質問	—	受託事業者との連絡窓口はシステム管理部です。 状況によりシステム管理部職員との連絡が断絶された場合は総務部職員の指示に従ってください。
68	調達仕様書本文	20	5.3		「5.3情報セキュリティインシデント発生時の体制」	関連事業者様への指示は、システム管理部から各関連事業者様それぞれに対して行うという認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。なお、サブシステム事業者に対する連絡窓口は所掌する原課となりますが、状況により原課職員との連絡が断絶された場合は総務部職員またはシステム管理部職員が指示を行います。
69	調達仕様書本文	19	5	5.2	「表5.2情報セキュリティ対策一覧」項番1 システムは入退室管理の行われている場所に設置すること（サーバ室、機械室）	本調達の範囲に、システムを設置する役務はないとの認識です。当文章の削除について、ご検討をお願いいたします。	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。 ×システムは 〇機器は
70	調達仕様書本文	19	5	5.2	「表5.2情報セキュリティ対策一覧」項番3 媒体は金庫に保管し台帳管理すること	金庫は貴機構にてご用意いただける想定でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
71	調達仕様書本文	21	6		第6章　引継ぎ要件	運用事業者は次期業者への引継ぎだけではなく、他の事業者（センタハード事業者など）からの引継ぎを受ける事が必須と考えます。 そのため、他の事業者からの引継ぎ要件についても、補記いただくことをご検討頂けないでしょうか。 例えば「機構電算システムにセンターハード」や「中退共電算システムセンターハード」が更改され、作業量が多くなる見込みのため、その構築事業者様から新しい運用についての引継ぎが行われることを想定しております。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	—	更改後のシステム仕様や操作方法についての引継ぎは2.7で言及しています。 次期運用期間中に現行の運用業務よりも作業量が増えることが見込まれるものは9「特退共システム特化部分に関するセンタハード更改」及び15「資産管理ソフト新規導入」です。
72	調達仕様書本文	21	6.2		本調達の受託事業者は、資料内容や業務手順等に不明点や確認すべき事項がある場合、積極的に確認を行い、本番運用を行うために不足の無いよう理解を深めること	受託事業者がシステム操作を習得するための環境は存在しますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	機構業務に影響のない範囲で用意いたします。
73	調達仕様書本文	22	6.3		なお、次期受託事業者の運用業務習得が不十分であると機構が判断した場合、本調達の受託事業者の負担と責任において、引継ぎ期間を延長し、機構の運用業務に支障を来さなくなるまで必要な対応を行うこと。	次期受託事業者のスキルや体制、引継ぎ期間などの外部的要因により、受託事業者の負担が増加する記載となっておりますので、当文章について削除をお願いいたします。	外部的要因による、受託事業者の不利益（費用負担・契約期間を超えての対応）となる記載となっているため	意見	採用	「なお」以降の一文を削除します。
74	調達仕様書本文	22	6.3		なお、次期受託事業者の運用業務習得が不十分であると機構が判断した場合、本調達の受託事業者の負担と責任において、引継ぎ期間を延長し、機構の運用業務に支障を来さなくなるまで必要な対応を行うこと。	契約期間を超えて役務が発生する記載となっておりますが、本契約は準委任で契約不適合責任の対象とならない認識です。役務が契約期間内となるよう、仕様書の修正をお願いいたします。	契約期間外の役務が発生する記載となっているため。	意見	採用	「なお」以降の一文を削除します。
75	調達仕様書本文	22	6.3		運用マニュアルなど受託事業者が作成した運用業務に関するドキュメントは、納入成果物以外にも備忘録やメモ類なども含めすべて無償で提供すること。	本調達の役務を通して作成した成果物が対象となる認識で相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
76	調達仕様書本文	23	7.2	3	受託事業者はアプリケーションの開発において、機構の依頼によりテストジョブの実行、テスト印字の実行、プログラム資産の登録などの作業支援を行う	データの取得、提供やプログラム資産のコンパイルなども作業に含まれる認識で相違ないでしょうか。 相違ない場合、仕様書への追記を願います。また、詳細について別紙4運用業務一覧に記載をお願いします。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	意見	採用	別紙4　2.中退共電算システム運用業務一覧の項番21に「資産のコンパイルを行う」の文言を加筆します。
77	調達仕様書本文	23	7.2	3	受託事業者はアプリケーションの開発において、機構の依頼によりテストジョブの実行、テスト印字の実行、プログラム資産の登録などの作業支援を行う	夜間や休日の対応が必要になる場合もある認識で相違ないでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	ご認識の通りです。
78	調達仕様書本文	23	7.2	3	受託事業者はアプリケーションの開発において、機構の依頼によりテストジョブの実行、テスト印字の実行、プログラム資産の登録などの作業支援を行う	昨年度のアプリケーション開発における、作業支援の規模(コンパイル本数やデータ取得回数など)についてをご教示いただけますでしょうか。	見積り作成のため （作業対象及び作業内容の把握のため）	質問	—	資料閲覧にてご確認ください。
79	調達仕様書本文	24	7.3	1	要員のいずれかは以下のアプリケーションについて理解し、運用操作を行えること。	仕様(案)記載の運用業務を行う上で、記載あるソフトウェアに追加して、以下ソフトウエアの使用経験も必要になるかと考えますので。事業者間の見積前提に差異が生じないように、追加頂けないでしょうか。 バッチ帳票ソフトウェア　　PRINT DATA EXCHANGE プリンタ管理ソフトウェア　Prinfina MANAGER SP プロセス管理ソフトウェア　JP1/Cm2/SNMP System Observer	前提の確認	意見	採用	仕様書に追記修正いたします。
80	調達仕様書本文	24	7.3	1	要員のうち2名以上は以下の機器について運用操作を行えること。	運用対象のシステムは高い信頼性が求められることから、運用操作を行えることの指標として、経験年数などを求める記述を追加してはいかがでしょうか。	運用対象のシステムは高い信頼性が求められ、操作が不慣れな場合、貴機構業務に影響を及ぼす可能性が高いため。	意見	採用	仕様書を修正いたします。 「以下の機器について操作経験があること」
81	調達仕様書本文	24	7.3	1	要員のいずれかは以下のアプリケーションについて理解し、運用操作を行えること。	運用対象のシステムは高い信頼性が求められることから、アプリケーションについて理解し、運用操作を行えることの指標として、経験年数などを求める記述を追加してはいかがでしょうか。	運用対象のシステムは高い信頼性が求められ、操作が不慣れな場合、貴機構業務に影響を及ぼす可能性が高いため。	意見	採用	仕様書を修正いたします。 「以下のアプリケーションについて理解し、操作経験があること」
82	調達仕様書本文	23	7	7.2	表7.2運用業務における役割分担 項番3　運用事業者（受託事業者） ・システム構成の変更に伴い、機構の依頼により動作確認など運用業務に係る作業支援を行う ・受託事業者はアプリケーション事業者による開発時において、機構の依頼によりテストジョブの実行、テスト印字の実行、プログラム資産の登録などの作業支援を行う	左記役割については、貴機構にて今後ご予定されている調達において、その調達により、契約締結時の業務量を超えての対応が必要となることが見込まれる場合には、都度協議とさせていただけますでしょうか。 調達案件によっては、必要となる支援作業が多くなり、本運用の通常業務を圧迫する可能性があると考えます。 特にシステム再構築に関しましては、8年に渡る大規模複合的プロジェクトであることから、アプリケーション事業者による開発時においての支援作業量を現時点で想定することが大変困難なため、 本調達範囲外としていただくよう、仕様書に記載いただけませんでしょうか。	前提の確認	意見	—	定常業務の範囲を超える作業を恒常的に依頼する場合には別途協議させていただく旨記載させていただきます。
83	調達仕様書本文	23	7	7.2	表7.2運用業務における役割分担 項番7　端末事業者 マスタCDの作成、ドライバやソフトウェアの準備、運用事業者のための端末構築マニュアルの整備を行う。	マスタCDは、端末の更改や、センタハード更改等によって変更が必要になる認識です。マスタCDに変更が発生した場合、変更の都度、端末事業者にてマスタCDを再作成いただける認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。 なお、マスタはCDだけでなくHDDも存在します。
84	調達仕様書本文	23	7	7.2	表7.2運用業務における役割分担 項番4～7	システム操作マニュアルの記載がありますが、運用マニュアルが正しいものと考えます。記載の変更をご検討下さい。	前提の確認	意見	—	システム操作マニュアルは関連事業者が整備し、機構から受託事業者に提供します。受託事業者はシステム操作マニュアルの内容をも内包する運用マニュアルを作成する必要があります。 ⇒p.11　表4.3　項番6
85	調達仕様書本文	24	7	7.3	7.3 受託事業者に求められる能力要件 事前の届出により登録した要員が休暇や体調不良などにより一時的に不在となる場合、同等の実績・資格・能力を有する者を要員として必ず配置すること。	左記要件を遵守する場合、再委託、セキュリティ、習熟度の観点から、突然人員を配置することはできないため、あらかじめ代替の要員を準備しておく必要がございます。結果、見積の高騰につながると思慮致しますので、本要件を削除頂くことは可能でしょうか。また、業務影響への観点から、必ず要員を配置する必要があるのであれば、要員5名という用件を削除し、「業務影響を出さないよう必要な人員を配置する。」等に変更いただけないでしょうか。	前提の確認	意見	採用	「事前の届出により登録した要員が休暇や体調不良などにより一時的に不在となる場合、業務影響を出さないよう必要な人員を配置すること。」との記述に修正いたします。
86	調達仕様書本文	24	7	7.3	表7.3能力要件一覧 ・要員のうち2名以上は以下の機器について運用操作を行えること。	『運用操作を行えること』はレベルが主観的になります。 『操作経験があること』と変更を希望いたします。	前提の確認	意見	採用	仕様書を修正いたします。 「以下の機器について操作経験があること」
87	調達仕様書本文	26	8.1	5	受託事業者に起因するシステムの停止・復元、再処理が必要となる作業誤り・誤操作を行った回数。	受託事業者単独で復旧可能な作業（再印刷など）は対象外という認識で相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	再印刷等は作業誤り回数に計上する必要はありません。なお、JOBの再実行は受託事業者単独の判断で行わず、必ず機構の指示のもと行ってください。
88	調達仕様書本文	26	8.1	5	受託事業者に起因するシステムの停止・復元、再処理が必要となる作業誤り・誤操作を行った回数。	要求水準について、評価期間と異なる記載となりますので、下記のとおり修正をお願いいたします。 「年3回以内」 ⇒ 「評価期間内2回以内」	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。

「機構電算システムに係る運用業務」調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

89	調達仕様書本文	26	8.1	6	障害一時切り分け時間	要求水準が1案件につき3時間以内と記載されておりますが、複数回発生することを想定しているということになりますでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
90	調達仕様書本文	26	8.1	6	障害一時切り分け時間 切り分け時間=障害報告完了時刻−障害検知時刻又は障害連絡受付時刻	営業時間外においては、「障害対応駆けつけ時間：3時間以内」という記載があるため、当項目は、営業時間内における対応が対象となる認識で相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
91	調達仕様書本文	25	7	7.3	7.3 受託事業者に求められる能力要件 項番2　責任者	運用責任者の経験を「10年」とするのは、応札事業者の範囲を狭めてしまうことに繋がるため、プロジェクト管理の経験含め「10年」と変更いただけないでしょうか。	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。 「機構の電算システムと同規模以上のシステムについて、プロジェクト管理の経験を積算10年以上有していること」
92	調達仕様書本文	27	8.1	7	障害対応駆けつけ時間	要求水準が3時間以内と記載されておりますが、案件ごとの時間と考えてよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
93	調達仕様書本文	27	8.1	8	障害対策開始時間	要求水準が3時間以内（障害原因がセキュリティインシデントの場合2時間以内）と記載されておりますが、案件ごとの時間と考えてよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
94	調達仕様書本文	27	8.1	9	発生した障害の対応結果について機構へ結果報告をした割合。	集計期間を跨ぐ場合は、次回の集計期間にて、報告対象となる認識で相違ないでしょうか。 例として、平成31年3月末日に発生した障害について、4月月初に報告した場合は、次の期間にて集計するという認識で宜しいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。 障害の発生時点ではなく対応結果を機構に報告した時点を基準にしてください。
95	調達仕様書本文	27	8.1	10	復旧確認時間	要求水準が1時間以内と記載されておりますが、複数回発生することを想定し、平均値と考えてよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	平均値ではなく、常に1時間以内が要求水準です。
96	調達仕様書本文	27	8.1	11	運用事業者が行った障害一時切り分け作業により、障害原因が特定できた件数の割合。	原因箇所の特定という認識で相違ないでしょうか。 一次切分けにおいて、障害原因を一意に特定することは困難であると考えます。一次切分け後の保守業者の調査においては、業務系システムか情報系システムなのか、障害の発生しているネットワークセグメント、障害の発生しているサーバ・端末、障害の発生しているソフトウェア・サービスについてで問題ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
97	調達仕様書本文	28	8.1	13	定常業務として、期間内に予定されていた処理について予定通り期間内に処理できた件数の割合。 遵守率=期間内に処理した処理件数/予定されていた処理件数×100	評価期間を跨ぐものは対象外という認識で相違ないでしょうか。 例として、平成31年3月末に発生し、4月末に処理した場合は対象外となる認識で宜しいでしょうか。	前提の確認	質問	—	業務が終了したときの属する期間を基準に報告してください。 令和4年3月末発生⇒令和4年4月末に終了の場合は第二回（令和4年4月～令和4年9月）の報告となります。
98	調達仕様書本文	26	8	8.1	「表8.1サービスレベル評価項目と要求水準」 項番5　作業誤り回数	受託事業者単独で復旧可能な作業（再印刷および再印刷のためのジョブ実行など）は対象外という認識で相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	上記項番88と重複。
99	調達仕様書本文	26	8	8.1	「表8.1サービスレベル評価項目と要求水準」 項番6　障害一時切り分け時間	本調達の一次切分けは、多種多様なソフトウェアから構築されていることから、明確な一次切分け手順は無いと想定されますが相違ございませんでしょうか。 その場合、一次切分けにおいて、経験と業務知識および製品の知識が必要となる認識ですが相違ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
100	調達仕様書本文	28	8.1	19	受託事業者が管理すべきドキュメントの更新が必要となった場合、当該ドキュメントを更新した割合。	受託事業者が管理すべきドキュメントは、「4.4納入物一覧」で問題ないでしょうか。	前提の確認	質問	—	仕様書に記載の通りです。 ただし、ご提案によりドキュメント数が増える場合もございます。
101	調達仕様書本文	28	8.1	19	受託事業者が管理すべきドキュメントの更新が必要となった場合、当該ドキュメントを更新した割合。	集計期間を跨ぐ場合は、次回の集計期間にて、対象となる認識で相違ないでしょうか。 例として、平成31年3月末日に更新が必要となった場合、4月月初に対応した場合は、次の期間にて集計するという認識で宜しいでしょうか。	前提の確認	質問	—	業務が終了したときの属する期間を基準に報告してください。
102	調達仕様書本文	29	8.1	20	会議への出席率 機構の会議出席要請に対し出席した割合。 会議への出席率=出席回数会議出席要請回数×100	会議出席は、2営業日前に要請いただける認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	セキュリティインシデント発生時等直前に出席依頼を行う場合もございます。
103	調達仕様書本文	27	8	8.1	「表8.1サービスレベル評価項目と要求水準」 項番10　復旧確認時間	『復旧確認時間=復旧作業開始時刻−復旧作業依頼時刻』は、貴機構より復旧作業依頼があり、その後、本運用事業者が復旧作業開始するのが、ご依頼から一時間以内と理解いたしました。 しかし、本文中には「標準動作確認を実施し、システムが復旧したことを確認できるまでに要した時間をいう」と記載がございます。 動作確認は貴機構の作業も含まれ、また、内容によっては一時間で必ず終わらない確認もあることが想定されます。	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。
104	調達仕様書本文	29	8	8.2	8.2 サービスレベルによる評価の実施 なお、令和6年10月から運用開始となる次期運用事業者が受託事業者と同一事業者であった場合、第六回の評価が引継がれるものとする。	契約は調達ごとに結ばれ、また履行されるため、仮に同一事業者であっても、契約が異なる前回契約時の評価が引き継がれるのは、契約と合わないと考えます。また、公平性の観点からも削除いただけないでしょうか。	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載から「なお」以下を削除します。
105	調達仕様書本文	29	8	8.3	8.3　サービスレベル未達成による改善策とペナティ 要求水準が80%を下回る評価項目が複数ある場合は、機構の運用業務に対する履行能力を有していないものとし、次期調達の入札に参加できないこととする。	『次期調達の入札』とは、本調達後の次期運用業務（令和6年10開始）の入札に参加できないという理解でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
106	調達仕様書本文	30	9	9.1	9.1　業務の再委託 (3)委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること	運用業務は一般的に契約として再委託することが多い業務のため、再委託比率に制限を設けることは、本調達へ参加する事業者を狭め、また見積額の上昇につながると考えます。そのため、再委託比率を撤廃頂くことをご検討頂けないでしょうか。	前提の確認	意見	採用	再委託比率を撤廃するとともに、仕様書の記載内容を修正いたします。
107	調達仕様書本文	33	9	9.9	ただし機構が不適合であることを知った時から1年以内にその旨を受託事業者に通知しないときは、受託事業者は対応を行わないものとするが、受託事業者が引渡し時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかった時はこのかぎりではない。	契約不適合責任の対象期間に関し、『知った時から1年』ではなく、『検収後1年』と記載を変更いただけないでしょうか。 知った時から1年ですと、契約終了後の期間に対しても人員を確保する必要があり、見積の高騰につながると考えます。	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。
108	調達仕様書本文	33	10	-	第10章　資料閲覧と設備の見学	調達仕様書案本文 「P35 11.1　特記事項 (1)(2)」に次の記載があります。 (1)に「本調達において実現できる信頼性向上策を運用の観点から提案書に提案すること。」、 (2)に「受託事業者自身の作業に対して、品質を確保するための方法について提案書に具体的に記載すること。」 これらを満たすためには現在の施設状況等を必ず見学し把握する必要があると考えますが、その認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
109	調達仕様書本文	35	11	1	(4) 契約後にシステム更改、業務の見直し、作業手順の変更、サービスレベルの評価項目や要求水準等について見直しが生じることがある。この場合であっても、運用業務における要件の本質に大幅な変更が生じない限り、契約条件の変更や新たな費用負担を求めることなく本契約の範囲内として必要な要件を実現すること。	「大幅」か否かについては、貴機構と協議の上、判断する認識でよろしいでしょうか。また、「大幅」と合意に至った場合は、変更契約の上、作業を行う認識でよろしいでしょうか。	前提の確認	質問	—	ご認識の通りです。
110	調達仕様書本文	36	11	11.2	11.2　就業制限 上記(2)～(4)の事情により自宅待機となった場合でも、受託事業者は代わりの受託会社社員を配置するなどして、受託した業務の目的を遅滞なく実施すること。	本対応を行う場合、急な状況に対応することができないため、あらかじめ人員を用意する必要があり、見積の高騰につながるものと考えます。そのため、「(2)～(4)が発生した場合の対応は協議の上決定するものとし、その間のSLAの遵守についても協議とする。」といった条件に緩和いただけないでしょうか。	前提の確認	意見	採用	仕様書の記載を修正いたします。
111	別紙4				別紙4運用業務作業一覧	仕様書に記載されている作業内容と作業対象及び作業範囲と別紙4に記載されている作業内容と作業対象及び作業範囲において記載が異なる部分や抜けている作業がございます。 入札事業者間にて認識する作業内容や作業範囲の誤認、貴機構と入札事業者との認識のズレを防ぐために、作業の詳細についても記載されている別紙4に本調達にて実施すべき作業内容すべてを記載願います。	前提の確認	意見	採用	確認し、必要に応じ仕様書の記載を修正いたします。

※　ご意見等は、なるべく専門用語は避け、平易な文章でお願いします。